

中小企業者等に対する軽減税率の延長

1. 改正の概要

(1) 趣旨・背景

中小企業の800万円までの所得に適用される軽減税率の特例は、リーマン・ショックの際の経済対策として講じられた時限措置である。今般、賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、適用期限を2年延長するが、極めて所得が高い中小企業等について一定の見直しを行うこととする。

(2) 内容

中小企業者等の所得の金額のうち、年800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率15%(本則課税:19%)の適用時期が、改正前の「2025(令和7)年3月31日までに開始する事業年度」から2年間延長され、「2027(令和9)年3月31日までに開始する事業年度」となる。

ただし、次の見直しを行う。

- ①所得の金額が年10億円を超える事業年度については、軽減税率を17%に引き上げる。
- ②グループ通算制度の適用を受けている法人を適用除外とする。

2. 適用時期

2025(令和7)年4月1日以後に開始する事業年度より適用される。

3. 実務のポイント

本制度の適用対象となる法人に注意が必要である。